

令和4年度一般財団法人宮城県社会保険協会事業計画

〔基本方針〕

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、最初の緊急事態宣言が発令されてから2年が経過しようとしているこの間、会員事業所をはじめ我が国の経済活動、社会・国民生活は甚大かつ広範な影響を受けております。

当協会においても、感染拡大防止のため、令和2年3月以降理事会・評議員会の開催を中止し書面による決議とする異例の取り扱いのほか、事業面についても講習会等の事業を中止するなど、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けております。今後、一日も早くコロナ禍で傷んだ経済・社会活動の回復が待たれます。

さて、社会保障制度の中核であります社会保険制度は、国民生活のセーフティネットとして欠かすことのできない制度として定着しておりますが、わが国では、急速に少子高齢化が進み、高齢化率は28.4%（2019年）の「超高齢社会」となる一方、長期的な出生率の低下により少子化が進み、2008年をピークに人口減少の局面に入っており、取り巻く環境は厳しいものとなっております。こうしたなか、将来にわたり制度を安定して運営していくために、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を念頭に「社会保障と税の一体改革」が進められてきました。また、昨年6月閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太方針2021）」では、2022年度以降の社会保障改革の方向性に加え、少子化対策、新型コロナウイルス感染症への対応等が示され今後検討が進められることとなっております。

当協会といたしましては、社会保険制度が健全かつ安定的に運営されるよう、会員事業主、被保険者及びその家族、年金受給者の皆様に対し、各制度の周知を図るための広報事業をはじめ、健康と福利の増進を図る事業を、新型コロナウイルスの感染対策を講じながら、感染状況により実施出来る中で積極的に行うものであります。

〔実施事項〕

当協会として次の各項の事業を推進する。

1. 広報の推進

社会保険各法の周知及び事業の円滑な運営に資するため、日本年金機構各年金事務所及び全国健康保険協会宮城支部等との協力・連携を図り、関係諸情報の提供及び各種実施事業の周知を図るため広報を積極的に行う。

その主な媒体として、機関誌「社会保険みやぎ」を隔月で年6回の編集発行及び「ホームページ」を活用する。

2. 講習会等の開催

(1) 新任担当者事務講習会

事業所の新任事務担当者等を対象に、社会保険制度の仕組みや事務手続き等についての講習会（令和4年9月 4地区5会場）

(2) 年金シニアライフセミナー

事業所の退職予定者等を対象に、定年退職後の豊かで健康的な生きがいのあるシニアライフを過ごしていただくためのセミナー
(令和4年10月・11月 1地区2会場)

3. 健康づくり事業として、次の事項を実施する。

(1) 管理栄養士・運動療法士等による講習会や実技指導の実施

(2) 健康づくりDVDの貸出し

(3) その他健康づくりに有効・有用な事業の実施及び健康づくりの推進に関する調査、研究

4. 健康増進事業として次の事項を実施する。

(1) 春・秋ハイキング

(2) 第18回ハゼ釣り大会（令和4年9月・10月）

(3) スプリングバレースキー場リフト券助成（令和4年12月～令和5年3月）

(4) 指定保養所利用の被保険者及び被扶養者への宿泊助成

5. 福利厚生事業の推進

(1) 全社連と連携した宿泊施設等の優待事業の推進

(2) その他福利厚生事業の推進

6. その他実施事項

(1) 社会保険各法またはその改正説明会等の開催支援

(2) 社会保険委員(年金委員・健康保険委員)会との連絡調整

(3) 「街角の年金相談センター仙台」及び各年金事務所「年金相談コーナー」の広報支援

(4) 会員事業所への参考図書を送付

(5) 優良図書、出版物等の斡旋配付

(6) 社会保険協会長表彰の実施

7. 社会保険事業推進に関する調査、研究

各般の調査、研究を行い基本方針の実行に資する。